明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○交通政策審議会令の一部を改正する政令（七七）　四
○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（七八）　二〇
○郵政民営化法施行令の一部を改正する政令（七九）　二四
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（八〇）
○医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（八一）
○医療法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（八二）
○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（八三）
○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（八四）

〔府　令〕
○火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一四）　二六
○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同一五）

〔省　令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四〇）　二六
○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通二一）
○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う防衛省関係省令の整備に関する省令（防衛七）　三六
○国際機関等に派遣された防衛省職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当に関する省令（同八）　四〇

本号で公布された法令のあらまし

◇交通政策審議会令の一部を改正する政令（政令第七七号）（国土交通省）

1　海事分科会の所掌事務に障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により交通政策審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加することとした。（第六条第一項関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第七八号）（厚生労働省）

一　中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係

1　中小企業退職金共済法第一七条第一項の政令で定める制度に、確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金を追加することとした。（第三条関係）

2　退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等

㈠　退職金共済事業を廃止した団体から独立行政法人勤労者退職金共済機構が受入金額を受け入れた場合において、当該受入れに係る被共済者が退職金共済に関する契約の被共済者であった期間の月数を上限とする各月数により定まる金額のうち、受入金額の範囲内において月数が最大となる金額については、当該金額の算定の基礎とされた月数を当該被共済者の掛金納付月数へ通算することとした。（第九条関係）

㈡　㈠の受入金額のうち掛金納付月数への通算に係る額を控除した残余の額に対しては、年一パーセントの利率を付与することとした。（第九条関係）

3　特定業種退職金共済制度のうち厚生労働大臣が指定する業種にあっては、掛金納付月数が一二月以上二三月以下の被共済者に対しても、一般の中小企業退職金共済制度と同様に、当該被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額を退職金として支給することとした。（第一一条関係）

4　特定業種退職金共済制度間等の通算制度の拡充

㈠　被共済者が特定業種退職金共済制度間等を移動し通算の申出をした場合等は、原則として当該被共済者の掛金納付月数へ通算することとした。（第一二条～第一五条関係）

㈡　㈠の通算する金額から掛金納付月数への通算に係る額を控除した残余の額を有する被共済者に対しては、一般の中小企業退職金共済制度へ移動した場合は年一パーセントの利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率、別表第六に係る特定業種（建設業）へ移動した場合は年三パーセントの利率、別表第七に係る特定業種（清酒製造業）へ移動した場合は年二・三パーセントの利率、別表第八に係る特定業種（林業）へ移動した場合は年〇・五パーセントの利率による複利計算をして得た元利合計額を、それぞれ退職時に支給することとした。（第一二条～第一五条関係）

5　別表第六に係る特定業種（建設業）に係る特定業種退職金共済契約による退職金額を、年三パーセントの予定運用利回りに基づき定める額に改定することとした。（別表第六関係）

二　独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正関係

1　題名を独立行政法人労働者健康安全機構法施行令とすることとした。（題名関係）

2　国が独立行政法人労働者健康安全機構に追加して出資する土地等の価額の評価に関して必要な事項を定めるものとすることとした。（第一条関係）